

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	18	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望 項目名	鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等に係る補助を受けて取得した償却資産又は家屋 ・ 特例措置の内容 取得後 5 年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を 1/4 に軽減する特例措置を 2 年間延長する。		
関係条文	地方税法附則 15 条 17 項 地方税法施行規則附則 6 条 39 項、40 項		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲64 ） [平年度] — （ ▲189 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や経営の合理化努力も限界に達しつつある。沿線自治体と鉄道事業者を中心に、鉄道が各地域で果たしている意義や役割について協議した結果、鉄道を運行する公共政策的意義が認められた路線については、鉄道の競争力回復に向けた取組と合わせて、ランニングコストに係る負担を軽減することで、人口減少時代に合った地域公共交通の再構築を促進する。 （２）施策の必要性 平成 19 年 5 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところ。 ローカル鉄道については、人口減少やマイカーへの転移等が進む中で、利用者の大幅な減少により大量輸送機関としての特性を十分に発揮できず、存続は危機的状況にある。地域の足を守るためには事業構造の見直しが必要であり、地域公共交通の再構築が急務である。 事業構造の変更による利便性と持続可能性の高い地域公共交通の再構築を促進するためには、鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施しやすい環境を整備する必要があることから、同事業の実施に伴う施設整備に係る負担の軽減を図る本特例措置の延長が必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）（抜粋） 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 （3）地方活性化及び交流の拡大 地域公共交通について、交通 D X・G X、多様な関係者との連携・協働、ローカル鉄道の再構築、路線バスの活性化、自家用有償旅客運送を含む地域の自家用車や一般ドライバーの活用など「リ・デザイン」の取組を加速化し、省力化の促進、担い手の確保等に取り組む。 地域の暮らしを支える地域の鉄道を維持・活性化するための鉄道事業再構築事業の推進については、地域交通法に基づいて進められているところである。 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる 鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。
		政策の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
		政策目標の達成状況	これまでに福井鉄道等 13 事業者 19 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 7 年度：8 事業者 令和 8 年度：9 事業者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業が着実に実施される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・鉄道事業再構築事業を実施したローカル鉄道の資産取得に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 27,399 百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 10,073 百万円の内数 ② インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ・地域における受入環境整備促進事業 1,440 百万円の内数 ③ 社会資本整備総合交付金 608,930 百万円の内数 ④ 先進車両導入支援等事業 27,399 百万円の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、各事業に必要な施設の整備や更新等を支援するものである。一方、本特例措置は、補助を受けて整備した設備の取得後に生じる固定資産税等を減額することにより、経営環境が厳しい再構築事業者のランニングコストの負担軽減に資するものである。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、経営環境が極めて厳しいローカル鉄道について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業を行うに際し、負担の軽減を図るものであることから、政策手段として適切である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度実績 33 百万円（3 事業者） 令和2年度実績 39 百万円（3 事業者） 令和3年度実績 48 百万円（3 事業者） 令和4年度実績 55 百万円（6 事業者） 令和5年度実績 51 百万円（6 事業者） ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格） 令和2年度 2,963,938 千円 令和3年度 2,608,554 千円 令和4年度 3,172,459 千円 【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格） 令和2年度 10,404 千円 令和3年度 0 千円 令和4年度 0 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	これまでに福井鉄道等 13 事業者 19 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。
	前回要望時の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまでに福井鉄道等 13 事業者 19 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。
これまでの要望経緯		平成 20 年度：創設 平成 22・24・26 年度：延長 平成 27 年度：拡充（取り下げ） 平成 28 年度：延長・縮減（特例対象となる補助事業を縮減） 平成 29 年度：拡充（特例対象となる補助事業を追加） 平成 30・令和 2・4 年度：延長 令和 5 年度：延長・拡充（対象補助事業を拡充）